離島・過疎地における塩の取り扱い状況調査(2016年)概要

離島および過疎地において、塩は塩事業法(平成八年五月十五日法律第三十九号)において定められている生活用塩の安定供給の状況について確認するために、一般に食品等の流通において不利な条件である離島および過疎地における塩の流通状況について調査を行った。

1. 調査対象

離島および過疎地における塩の販売店

離島・過疎地は以下法律の定めによった。

・離島

離島振興法(以下「離振」)、奄美群島振興開発特別措置法(以下「奄美」)小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「小笠原」)、沖縄振興特別措置法

• 過疎地

過疎地域自立促進特別措置法(第2条第1項、第33条第2項) 離島の中で、過疎地にも該当する場合には過疎地から除き、離島として 区分した。

なお、災害救助法の適用を受けている熊本県に所在する離島を除いた。

2. 調査項目

- ①生活用塩の取扱の有無
- ②公益財団法人塩事業センターの商品の取扱の有無
- ③取り扱いしている生活用塩の製造企業数と代表的な商品の販売価格(税込)
- ④塩の地域価格差の程度を比較する対象として公益財団法人塩事業センターの食塩 1kg、味噌および醤油の販売価格(税込)

3. 調查期間

2016年7月29日(土)~2016年8月19日(金)4.結果概要

4. 結果概要

1) 有効回答数等

	架電店数	有効回答数	有効回答エリア
離島	1,129店	444 店	離島数 143 島
過疎地	1,705店	467店	過疎地数 216 地域

2) 生活用塩の取扱店率

(%)

	生活用塩取扱店率	センター塩取扱店率		
離島	100	97. 7		
過疎地	100	98. 7		

離島および過疎地においても生活用塩の入手は可能で、公益財団法人塩事業センターの商品の取り扱いも100%に近いと考えられた。

3) 公益財団法人塩事業センターの食塩 1kg の価格等

表 8. 調味料の地域毎の価格

(円)

品目	塩事業センター食塩 1kg			醤油			味噌		
調査区分※	離島	過疎地	都市	離島	過疎地	都市	離島	過疎地	都市
平均価格	118	116	112	431	311	261	408	277	329

*調查区分

都市:総務省統計局「小物物価統計調査」における県庁所在地、政令指定都市および人口

15万人以上の市における2016年8月調査結果

離島:本調査の離島 過疎地:本調査の過疎地

小売物価統計調査(総務省統計局)では塩は"地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目"、醤油は"主として各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目"、味噌は"主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目"、とされているが、本調査でも公益財団法人塩事業センターの食塩 1kg の価格は地域間での価格差が小さいと考えられた。